

税務研修事業

やさしい法人税セミナー

講師／税理士 小掠 めぐみ 氏（元名古屋国税不服審判所 国税審判官） 会場／昭和ビル9Fホール
内容／法人税法全般（新型コロナウイルス対応の税制特別措置）（新型コロナウイルス感染症に関して）
日程／毎回2時間30分、6回述べ15時間で全課程修了
第1回 9月3日(木) 13：30～16：15
第2回 9月10日(木) //
第3回 9月17日(木) //
第4回 9月29日(火) //
第5回 10月6日(火) //
第6回 10月13日(火) //



講師 小掠 めぐみ 氏



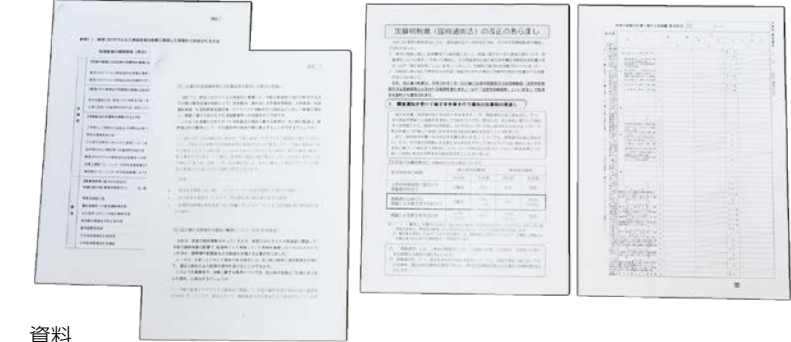
検温・消毒



ソーシャルディスタンス 昭和ビル9Fホール



テキスト 速報版 令和2年度版 税制改正のあらまし



資料



テキスト
令和2年度 図解 法人税



初心者のための源泉所得税研修会

日時／令和2年10月5日(月) 13:30～17:40
第1部 13:30～15:30 第2部 15:40～17:40
会場／東京第一ホテル錦2Fブリランテ

研修項目／源泉徴収制度の概要

税制改正

- (1)未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦(寡夫)控除の見直し
- (2)給与所得控除額・基礎控除額の見直し
- (3)所得金額調整控除の創設

源泉徴収事務について

- (1)給与所得からの源泉徴収
- (2)退職金からの源泉徴収
- (3)支払報酬・非居住者からの源泉徴収



受付



来賓あいさつ 名古屋中税務署
筆頭副署長 所 瑞穂 氏



第1部
審理専門官 小窪 幸江 氏



第2部
審理専門官 伊藤 佳典 氏



東京第一ホテル錦2Fブリランテ



令和2年版 源泉徴収のしかた
パソコン・スマホから 確定申告
令和2年度版 源泉所得税実務のポイント

源泉所得のしくみ

源泉所得とは、給与・退職金・支払報酬など、給与・退職金・支払報酬の支払者が、支払時に所得税を源泉徴収する所得のことです。

源泉所得の計算方法は、給与・退職金・支払報酬の支払額から、源泉徴収額を差し引いた金額です。

源泉所得の税率は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の控除額は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の計算方法は、給与・退職金・支払報酬の支払額から、源泉徴収額を差し引いた金額です。

源泉所得の税率は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の控除額は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得のしくみ

源泉所得とは、給与・退職金・支払報酬など、給与・退職金・支払報酬の支払者が、支払時に所得税を源泉徴収する所得のことです。

源泉所得の計算方法は、給与・退職金・支払報酬の支払額から、源泉徴収額を差し引いた金額です。

源泉所得の税率は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の控除額は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の計算方法は、給与・退職金・支払報酬の支払額から、源泉徴収額を差し引いた金額です。

源泉所得の税率は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

源泉所得の控除額は、給与・退職金・支払報酬の支払額によって異なります。

年末調整手順の電子化をご検討の方へ

スケジュール

令和2年分からの
年末調整手順の電子化について ～スケジュール編～

年末調整手順の電子化とは

令和2年10月以降、年末調整手順の電子化によるバックオフィス業務の簡便化ができるようになります。



スケジュール例(令和2年12月まで) ※年調ソフトを利用した場合

令和2年分の年末調整電子化に向けたスケジュール案です。具体的な内容については、対応するパンフレットをご覧ください。

	対応 パンフ	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
国税庁からの 情報提供等	—	★FAQ(公開済)			★パンフレット				★年調ソフト公開		
				★年調ソフト プロトタイプ公開		★マイナポータル連携 接続テスト開始			★マイナポータル連携 サービス開始		

〔勤務先側の準備〕

従業員へ マイナンバー カード取得依頼											
実施方法の検討	勤1										
給与システム の改修等	勤2										
税務署への届出	勤2										
従業員へ年末調整 実施手順を周知	勤1										
年税額計算 ・精算処理	—										

〔従業員側の準備〕

マイナンバー カードの取得											
年調ソフトの取得※	従1										
保険会社等と マイナポータル との紐づけ作業	従2										
控除証明書等 データの取得	従1										
控除申告書データ 作成・提出	従3										

※ 勤務先が控除申告書データを作成するためのアプリを配付する場合は「年調ソフトの取得」は不要となります。

次ページ：どんなメリットが？

電子化のメリット

年末調整手順の電子化とは、年末調整の際に、

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を**データで取得**し、
- ② そのデータを「年調ソフト」等に取り込んで従業員が保険料控除申告書などを**データで作成**、
- ③ 控除額が自動計算された保険料控除申告書等を勤務先に**データで提供**し、
- ④ 勤務先において、提供された**データを基に年税額を自動計算**し、提供された**データを保管**するもので、以下のようなメリットがあります。

勤務先のメリット

1 保険料控除や配偶者（特別）控除の控除額の検算が不要

従業員が、年調ソフトの控除額の自動計算機能を利用して保険料控除申告書や配偶者控除等申告書を作成することにより、これまで給与担当者の負担となっていた、控除額の検算事務が不要となります。

2 控除証明書等のチェックが不要（従業員が控除証明書等データを利用した場合）

従業員が保険料控除申告書の作成の際に控除証明書等データを利用すれば、給与担当者が毎年行っていた、従業員が提出した保険会社等の控除証明書等（書面）との突合作業が不要となります。

3 従業員からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能や、今後設置予定の「年末調整電子化ヘルプデスク（仮称）」を利用することにより、従業員から給与担当者への問合せが減少することが見込まれます。

4 年末調整関係書類の保管コストの削減

従業員から提供されたデータを原本として保管するため、書類の保管が不要となります。（従業員から書面で提出を受けた書類がある場合は当該書類の保管が必要となります。）

従業員のメリット

1 控除額等の記入・手計算が不要

これまで従業員が手計算していた配偶者（特別）控除や生命保険料控除の控除額について、年調ソフトに必要な項目を入力又は控除証明書等データを取り込むことにより、自動計算することができます。

また、「マイナポータル連携」を利用すれば、加入している保険のデータ等を年調ソフトに自動入力することができます。

2 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要

控除証明書等（書面）を紛失した場合は、これまで保険会社等に再発行を依頼していましたが、データ取得の場合、誤ってデータを消去してしまったとしても、迅速に再取得することができます。

3 データ提出なら押印が不要

データ提出なら電子署名又はパスワードで提出できるので、テレワークの方などが押印・提出のために出社する必要がなくなります。

4 勤務先からの問合せが減少

年調ソフトの入力支援機能を利用することにより誤りのない控除申告書が作成できますので、控除申告書の提出後、勤務先からの控除申告書の内容についての問合せが減少することが見込まれます。

Q：年調ソフトとはなんですか？



A：年調ソフト（年末調整控除申告書作成用ソフトウェア）とは、年末調整手順の際に従業員が作成する年末調整申告書を作成するために、国税庁が無償提供するソフトウェアです。（令和2年10月から利用可能予定）

Q：マイナポータル連携とはなんですか？



A：マイナポータル連携とは、従業員が年末調整申告書データの作成中に、保険料控除等で使用する控除証明書等データを、マイナポータル経由で一括取得する機能のことです。

年末調整手順の電子化、マイナポータル連携については、国税庁ホームページに詳しい情報を掲載しています。

こちらの2次元コードからご覧ください⇒



国税庁
（法人番号7000012050002）



パソコン スマホ から 確定申告

もう手書きにはもどれない・・・

STEP

1

「国税庁ホームページ」へアクセス



税務署に行く手間がかかりません！



確定申告期間中は24時間いつでも利用できます！

(注) 確定申告期間以外利用可能時間やメンテナンスによりご利用いただけない時間帯については、e-Tax ホームページでご確認ください。

確定申告



確定申告書等作成コーナーの
利用率

2人に1人以上が利用

確定申告書等作成コーナーの
利用者の感想

96%の方が役立つ

と回答

STEP

2

申告書を作成



画面の案内に従って金額などを入力するだけで申告書が作成できます！

STEP

3

e-Taxで送信して提出

マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

① マイナンバーカード



取得方法は裏面
を見てね！



② ICカードリーダライタ 又は マイナンバーカード対応のスマートフォン



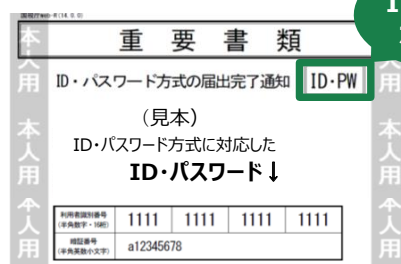
又は



一部の端末のみ

(注) マイナンバーカード対応のスマートフォンの機種については、裏面をご参照ください。

IDとパスワードで送信



ID・PW
が目印

・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、**申告されるご本人**が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、**お近くの税務署**にお越しください。

・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注) ・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。



印刷して郵送等で税務署へ提出することもできます！

プリンタをお持ちでなくても、コンビニエンスストア等のプリントサービス（有料）を利用して印刷できます。



スマホ×確定申告 ～ネクストステージ～

進化するスマート申告！

スマホで見やすい専用画面

令和2年1月から、2か所以上の給与所得がある方、年金収入や副業等の雑所得がある方など、**スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が広がります。**



申告書の作成
はこちらから！



開発中の画面ですので、実際の画面と異なる場合があります。



対象端末の一覧
はこちらから！



e-Taxで手続き完結

「マイナンバーカード」と「マイナンバーカード対応のスマートフォン」をお持ちの方は、e-Taxで送信できます。

また、マイナンバーカード対応のスマートフォン等をお持ちでない方も、「ID・パスワード方式の届出完了通知」（裏面参照）に記載されたID・パスワードがあれば、e-Taxで送信できます。

（注）・タブレット端末からもご利用いただけます。

・e-Taxをご利用できない方は、作成した確定申告書を印刷し、税務署に郵送等で提出できます。

操作が分からない場合は「よくある質問」へ

確定申告書等作成コーナーの操作に関するご不明な点や困ったことなど、お問い合わせの多い質問を確定申告書等作成コーナー内の「よくある質問」に掲載しています。

よくある質問をご覧頂いても解決しない場合は、**電話**でお問い合わせすることができます。

※ お問い合わせ先は、確定申告書等作成コーナーの「お問い合わせ」画面をご覧ください。

（注）国税に関するご相談・ご質問は、国税庁ホームページの「タックスアンサー」に、税に関してのよくある質問を掲載していますのでご覧ください。

また、「タックスアンサー」をご覧頂いても解決しない場合は、最寄りの税務署へお問い合わせください。

マイナンバーカードでできることって？

マイナンバーカードを利用するなどして、e-Taxで提出すれば**本人確認書類の提示又は写しの添付が不要**です。その他、マイナンバーカードで本人認証すれば、e-Taxのメッセージボックスから申告した内容や税務署からのお知らせなどを確認できます。



スマホによる申請
はこちらから！

マイナンバーカードの取得方法

郵便・パソコン・スマートフォンなどから申請でき、無料で取得できます。

詳しくは、マイナンバーカード総合サイトをご覧ください。

マイナンバーカード 取得方法



国税庁 法人番号7000012050002

2019.9

国税庁からのお知らせ

令和2年分 年末調整等説明会 開催中止のお知らせ

税務行政につきましては、日頃からご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止及び参加される皆様の安全を考慮し、例年実施していました年末調整等説明会につきましては開催を中止することとしました。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

なお、年末調整に関する各種情報については、国税庁ホームページに年末調整特集ページ
(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>)
を作成していますので、ご不明な点等ございましたら、こちらのページをご覧ください。

年末調整特集ページはこちら



年末調整に関するF A Qを裏面に記載しております。



法人番号 7000012050002

Q 年末調整の方法について知りたいのですが。

A 年末調整に関する動画（年末調整のしかた、法定調書の作成と提出）を、国税庁インターネット番組Web-TAX-TVに掲載していますので、そちらをご覧ください。

Q 昨年の年末調整との変更点を教えてください。

A 「給与所得控除」、「基礎控除」及び「寡婦控除」の改正、「所得金額調整控除」及び「ひとり親控除」の創設や新たな申告書が設けられるなど、昨年と比べて変更となった点があります。
詳しくは「年末調整のしかた」4ページをご覧ください。

Q 年末調整関係の用紙が欲しいのですがどうしたらいいですか？

A 「扶養控除等申告書」や「保険料控除申告書」など控除申告書の用紙及び法定調書の用紙は国税庁ホームページに掲載していますので、そこからダウンロードしてご利用いただけます。
※ 令和2年10月に国税庁から、控除申告書を作成するためのソフトウェア「年調ソフト」を提供します。
詳しくは次のQ&Aをご覧ください。

Q これまでよりも効率的に年末調整ができると聞いたのですが、どのような方法ですか？

A 令和2年10月から国税庁ホームページなどで提供する「年調ソフト」を利用することで「保険料控除申告書」など年末調整で従業員の方が作成する書類をデータで作成することができます。本ソフトウェアを従業員の方に利用していただくと、控除額の計算が正しく行われますので、控除額の検算事務が省略できるなど、事務の効率化が見込まれます。
また、本ソフトウェアで作成した扶養控除等申告書等をデータで出力し、自社の給与システム等にインポートすることにより、控除額を給与システムに手入力する必要がなくなるなど、さらに効率的に年末調整事務を実施することができます。
※ 扶養控除等申告書等をデータで提出するためには、源泉徴収義務者が事前に所轄税務署へ「源泉徴収に関する申告書に記載すべき事項の電磁的方法による提供の承認申請書」を提出する必要があります。
※ 「給与所得の源泉徴収票」などの法定調書は、「年調ソフト」で作成できません。

Q 年末調整の相談や手続きをオンラインでできますか？

A 国税庁ホームページでは、年末調整の手続きに関する情報を掲載するとともに、ご質問を入力いただくと、AIを活用して自動回答する「チャットボット」を令和2年10月下旬から公開する予定です。
また、従業員の方が作成する書類については、前述している「年調ソフト」を利用いただくことでデータで作成することができますので、ぜひご活用ください。

Q 税務署などへの書類の提出をオンラインでできますか？

A 源泉所得税の納付や徴収高計算書の提出、法定調書の提出は、e-Taxで行うことができます。
なお、ダイレクト納付をご利用いただければ、金融機関や税務署に出向く必要がなく、即時又は納付日を指定して納付を行うことができます。詳しくはe-Taxホームページをご確認ください。
また、「給与所得の源泉徴収票」は、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用することで、「給与支払報告書」（市区町村へ提出するもの）も同時に作成し、税務署と市区町村にそれぞれ提出することができますので、ぜひご活用ください。詳しくはeLTAXホームページをご確認下さい。

上記の詳細や上記以外の年末調整に関する各種情報はこちら（年末調整特集ページ）

